

令和3年第7回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和3年7月7日(水) 午後1時30分から午後2時10分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (20人)

会 長 19番 谷 則男

委 員 1番 北澤 良祐

2番 服部 茂

3番 狩野 雅史

4番 奥村 郁雄

5番 稲田 正文

6番 村田 清美

7番 田村 勝美

8番 阪部 幸弘

9番 西村 修

10番 森澤 明

11番 上田 國和

12番 園田 正夫

13番 中村 安秀

14番 奥 哲郎

15番 新井 泉次

16番 森島 孝司

17番 新井 源吾

18番 木村 正樹

20番 堀井 吉夫

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第18号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日 程 第 5 議案 第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について(利用権貸借)

日 程 第 6 議案 第21号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

日 程 第 7 報告 第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 8 報告 第15号 農地法第4条第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 9 報告 第16号 農地法第5条第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第10 報告 第17号 地目変換届について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児

事務局 田畑 徹

事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中14名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和3年第7回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、20番 堀井委員、1番 北澤委員よろしくお願ひします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願ひいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し受付番号9番を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号9番について説明します。内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田●●●他1名です。権利の種類は3条の無償移転となります。</p>

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●● ●、●●さんは父親●● ●さんと世帯で耕作され、寺田地区において適正に水稲、サツマイモを栽培されています。譲受人持分はそれぞれ2分の1です。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号9番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。
受付番号10番を事務局から説明いたします。

事務局 受付番号10番について説明します。内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田 ●●●●●です。権利の種類は3条の有償移転となります。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号10番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長 日程第4、議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程し、受付番号4番から8番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号4番から8番については同一事業の案件となりますので取りまとめて説明します。

受付番号4番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市水主 現況地目は田 面積265平方メートル 他1筆 計2筆 合計1,143平方メートル

譲渡人は、城陽市水主 ●● ●●●。

受付番号5番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市水主 現況地目は畑 面積85平方メートル

譲渡人は、城陽市水主 ●● ●●。

受付番号6番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市水主 現況地目は田 面積889平方メートル

譲渡人は、城陽市水主 ●● ●● 水主 ●● ●●。

いずれも譲受人は 宇治市宇治 ●●●● ●●●● ●●●●●● ●● ●。

受付番号7番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市水主 現況地目は田 面積654平方メートル 他1筆 計2筆 合計2,280平方メートル

譲渡人は、城陽市水主 ●● ●●、●● ●●。

受付番号8番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市水主 現況地目は田 面積571平方メートル 他1筆 計2筆 合計656平方メートル

譲渡人は、城陽市水主 ●● ●●。

いずれも譲受人は 宇治市宇治 ●●●● ●●●● ●●●●●● ●● ●●。

砂利売買仲介のための露天資材置場とします。

令和2年9月に●●●●が農地転用許可を受けた、同一事業です。

場所は市街化調整区域、農業振興地域、農用地ではありません。

現況は畑及び田です。北側隣接は田と雑種地、南側隣接は道路、西側は道路と住宅と田、東側は田及び畑です。

雨水排水は自然浸透を基本とし、隣接農地側に設置する側溝と浸透柵で排水し西側道路側溝に接続します。汚水、生活雑排水はありません。

隣接境界にコンクリートブロックを設置し、隣接地への土砂の流出を防ぎ、塀を設置し、騒音、埃を防止します。

隣接農地所有者から同意書が提出されています。

南部土地改良区からは

- ・境界に擁壁等設置する場合は、隣接耕作者の要望を十分考慮し設置する事。

- ・転用地の西側の用水管は従来どおり使用できるように残すこと。
- ・雨水排水については排水計画図面のとおり施工し排水施設の維持管理をしっかりと行うこと。
- ・その他諸問題が生じた場合及び農家組合・当土地改良区の要望については誠意を持って対応する事。等の意見書が提出されています。

環境課からは

- ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは

- ・東側里道を取り込まないように注意してください。
- ・市道に関する工事を行う場合は道路法第24条による協議をしてください。

農政課からは

- ・周辺農地への影響について配慮されるとともに周辺農地所有者と調整願います。等の意見が付されています。

現地調査委員会で●●委員から質問があった国土法に関する処理は、京都府に確認した結果不要であるとのことでした。

資料1に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。6月28日に現地調査を実施しました。雨水排水はU字側溝を設け、境界に3メートルの塀を設置し、日照については隣地農地への配慮もされていることから問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号4番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号5番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号6番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号7番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号8番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長 日程第5、議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定についてを上程し、受付番号26番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号26番について説明します。
本案件は新規設定、使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。
亡くなられた夫 ●● ●●さんが父●●さんと経営移譲のため利用権設定していたものを、新規に●●さんが設定するものです。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号26番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号27番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号27番について説明します。

本案件は令和2年9月1日～令和3年8月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は、城陽市久世 ●●●●●●●●●● ●●●●●●●● ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。有機栽培として作付けされ、適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号27番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第6、議案第21号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを上程し受付番号2番、3番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番、3番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市寺田 ●● ●●、●● ●●さん共有名義です。

資料2に位置図等を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告願います。

担当委員 報告いたします。申請農地は水田、畑として適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号2番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

受付番号3番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し利用状況確認書を宇治税務署長に回答することに決定いたします。

会 長 日程第7、報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号17番から21番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号17番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市水主 ●● ●●です。

事務局 続いて受付番号18番を説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。

事務局 続いて受付番号19番を説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。

事務局 続いて受付番号20番を説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市奈島 ●● ●●です。

事務局 続いて受付番号21番を説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市市辺 ●● ●●です。

会 長

只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

会 長

日程第8、報告第15号 農地法第4条第1項の規定による届出について専決しました。受付番号6番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号6番について説明いたします。

内容は議案書のとおりで、

届出人は 城陽市奈島 ●● ●● です。

場所は市街化区域です。

転用目的は自己住宅として利用するためです。

隣接農地は自己所有地です。

青谷土地改良区からは、周辺農地の耕作に影響を及ぼさないこと、雨水等の処理をすること、隣接地主等の承諾を得ておくこと、関係行政機関の指導に従うこととの意見が付されています。

管理課からは

- ・市道に関する工事を行う場合は道路法第24条による協議をしてください。

環境課からは

- ・用途地域において特定建設作業を伴う建設工事を施工される場合は、当該特定作業の7日前までに届出ください。
- ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

都市政策課からは

- ・建築確認申請の前に市都市政策課での事前協議を行ってください。

との意見が付されています。

雨水、並びに雑排水は側溝、公共下水道に接続します。

資料3に位置図等を添付しています。

会 長

本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。

担当委員

報告いたします。事務局説明どおりで市街化地域であり、問題ないと考えますのでよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので日程第8を終了します。

会 長 日程第9、報告第16号 農地法第5条第1項の規定による届出について専決しました。受付番号4番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号4番について説明いたします。
内容は議案書のとおりで
譲渡人は 城陽市奈島 ●● ●●
譲受人は 城陽市奈島 ●● ●
場所は市街化区域です。
転用目的は露天駐車場です。
すでに●●さんが自己駐車場として利用されているので顛末書が提出されています。
隣接農地は譲渡人所有地です。
青谷土地改良区からは、周辺農地の耕作に影響を及ぼさないこと、雨水等の処理をすること、隣接地主等の承諾を得ておくこと、関係行政機関の指導に従うこととの意見が付されています。
管理課からは
・届出地北側に在る水路を取り込まないように注意してください。
・道路に関する工事を行う場合は道路法第24条による協議をしてください。
環境課からは
・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。
との意見が付されています。
雨水の排水は東側、南側道路側溝に排水し、雑排水はありません。
資料4に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。

担当委員 報告いたします。事務局説明どおりで市街化地域であり、顛末書も提出されていることから問題ないと考えますのでよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので受付番号5番を事務局から説明します。

事務局 受付番号5番について説明いたします。
内容は議案書のとおりで

譲渡人は 城陽市奈島 ●● ●●
譲受人は 城陽市市辺 ●●●● ●●●● ●●●● ●● ●●
場所は市街化区域です。
転用目的は露天駐車場です。
電気工事業の●●●●が事業用の駐車場として利用されます。
隣接農地は譲渡人所有地です。
青谷土地改良区からは、周辺農地の耕作に影響を及ぼさないこと、雨水等の処理を
すること、隣接地主等の承諾を得ておくこと、関係行政機関の指導に従うこととの意
見が付されています。

管理課からは
・届出地北側に在る水路を取り込まないように注意してください。
・道路に関する工事を行う場合は道路法第24条による協議をしてください。
環境課からは
・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講
じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。
・産業廃棄物の保管については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第2項
及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条等の規定を遵守する必要が
ありますので注意してください。
との意見が付されています。
雨水の排水は南側道路側溝に排水し、雑排水はありません。
資料4に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。

担当委員 報告いたします。事務局説明どおりで市街化地域であり、問題ないと考えますので
よろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので受付番号6番を事務局から説明します。

事務局 受付番号6番について説明いたします。

内容は議案書のとおりで
譲渡人は 城陽市奈島 ●● ●●
譲受人は 城陽市奈島 ●● ●
神奈川県横浜市 ●● ●●

場所は市街化区域です。
転用目的は北側譲受人農地への進入路とするためです。

隣接農地は譲渡人、譲受人所有地です。

青谷土地改良区からは、周辺農地の耕作に影響を及ぼさないこと、雨水等の処理をすること、隣接地主等の承諾を得ておくこと、関係行政機関の指導に従うこととの意見が付されています。

管理課からは

・道路に関する工事を行う場合は道路法第24条による協議をしてください。

環境課からは

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

との意見が付されています。

雨水の排水は南側道路側溝に排水し、雑排水はありません。

資料4に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。

担当委員 報告いたします。事務局説明どおりで譲受人農地への進入路ということで、問題ないと考えますのでよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので受付番号7番を事務局から説明します。

事務局 受付番号7番について説明いたします。

内容は議案書のとおりで

譲渡人は 城陽市奈島 ●● ●●

譲受人は 城陽市奈島 ●● ●●、●● ●●

場所は市街化区域です。

●● ●●さん、●● ●●さんは親戚です。

すでに●● ●●さんが自己駐車場として利用されているので顛末書が提出されています。

管理課からは

・届出地東側に在る水路、西側に在る里道を取り込まないよう注意してください。

・水路に関する工事を行う場合は水路等管理条例第7条第1項による協議、及び工事維持施工承認申請をしてください。

環境課からは

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。
との意見が付されています。
雨水の排水は東側水路に排水し、雑排水はありません。
資料5に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。

担当委員 報告いたします。事務局説明どおりで市街化地域であり、以前から駐車場として使用していたので顛末書も提出されていることから問題ないと考えますのでよろしくお願いたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので日程第9を終了します。

会 長 日程第10、報告17号 地目変換届について専決しました。受付番号3番から5番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号3番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
届出人は、城陽市富野 ●● ●●
現況のまま、畑として利用します。
隣接農地はありません。
資料6に位置図等を添付しております。

受付番号4番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
届出人は、城陽市水主 ●● ●●●●
畑として利用します。
隣接関係者の承諾も得ております。
資料7に位置図等を添付しております。

受付番号5番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
届出人は、城陽市水主 ●● ●●
畑として利用します。
隣接農地はありません。

資料 8 に位置図等を添付しております。

会 長 只今、事務局から説明を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第 10 を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第 7 回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員